

物品購入等競争入札心得

【総 則】

第1条 増毛町の発注に係る物品購入等の一般競争又は指名競争による入札に当っては、別に定めるもののほかにこの心得を周知するものとする。

【入札の保証】

第2条 ~~入札参加者は、入札執行前に、入札しようとする見積金額の100分の10に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。~~

【入 札】

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

~~2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者はその封筒に「何々工事入札書」と朱書し、配達証明郵便で提出しなければならない。~~

~~3 電報による入札を認める場合において、電報により入札しようとする者は、親展照合電報によってしなければならない。~~

4 第1回の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した事業費内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書とともに封筒に入れ入札箱に投入しなければならない。なお、再度入札となった場合については、内訳書の提出は不要とする。

【代 理】

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 代理人は、2名以上の者を代理することはできない。

【入札書の書き替え等の禁止】

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引替え、又は撤回することができない。

【無効入札】

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 内訳書の提出がない入札。
- (2) 入札書及び内訳書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書及び内訳書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書及び内訳書に記名押印がない入札
- (5) 入札書の記載金額と内訳書の合計金額が一致しない場合。
- ~~(6) 入札保証金が不足する者のした入札~~
- (7) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (8) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (9) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ~~(10) 郵便又は電報による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~
- (11) 無権代理人がした入札
- (12) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (13) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (14) 入札に関する条件に違反した入札

【開 札】

第7条 開札は、広告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に係りのない職員の開札に立ち合わせる。

【再度入札】

第8条 開札の結果、落札にいたらなかった場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

【落札者の決定】

第9条 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

【最低価格の入札者を落札者としめない場合】

第10条 開札の結果、次の各号の一に該当すると認められるとき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としめない場合がある。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき
- (2) その者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適性と認められるとき

【入札保証金の返還】

第11条 ~~第9条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金額は返還する。~~

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金額はすべて返還する。~~

【契約の締結】

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から5日以内に支出負担行為担当者に提出しなければならない。

【入札保証金額の帰属】

第13条 ~~落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属する。~~

~~2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の100分の10に相当する額の違約金を町に納付しなければならない。~~

【契約保証金】

第14条 ~~契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されているものを除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき若しくは公共工事履行保証証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。~~

~~2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補特約のものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。~~

~~3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。~~

【入札保証金等の充当】

第15条 ~~落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。~~

【入札の辞退】

第16条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。